

チャーガンジューおきなわ応援団 規 約

健康は、私達が生きがいに満ちた豊かな人生を送るための重要な基礎です。

沖縄県では、「健康・長寿沖縄」の維持継承を目指し、県民の健康づくりの行動指針「チャーガンジューおきなわ 9か条」と、具体的な対策、目標を示した「健康おきなわ21」を行動計画として策定し、県民一体の健康づくり運動を展開することとしています。

県民が「行動指針を実行したい」「健康づくり活動に参加したい」という気持ちを実行し継続していくためには、具体的な手段や情報の提供など、個人の健康づくりを支援するしくみが必要です。

また、健康づくりを目的とする、又は健康づくりにつながる活動を行っている多くの団体においても、団体活動の活性化・発展と県民の健康づくりを効果的に支援するためには、多くの県民の参加を得ることなどが重要です。

そこで、県民一体の健康づくり運動をすすめるために、県民の健康づくりのパートナーとして、保健医療関係団体だけでなく、自主的な健康づくり活動を行っている多くの団体の参加のもと、「チャーガンジューおきなわ応援団」を結成します。

(目的)

第1条 チャーガンジューおきなわ応援団(以下「応援団」という。)の活動は、「健康おきなわ21」(以下「アクションプラン」という。)に基づいて、県民の健康づくりを効果的に支援し、県民が「健康・長寿沖縄」を維持継承し、生きがいに満ちた豊かな人生を送れることを目的とします。

(定義)

第2条 応援団は、第1条の目的を実現するため、県民の健康づくりのパートナーとして、自らの責任で、自主的な健康づくり活動を行う保健医療関係団体、民間非営利団体、民間企業等(以下「団体」という。)の集まりとします。

(団員)

第3条 応援団の団員は、アクションプランの趣旨に賛同し、アクションプランの目標や行動指針「チャーガンジューおきなわ 9か条」(別添図1)に沿った次の分野で県民の健康づくり活動を支援する団体をいいます。ただし、商品やサービスを直接販売する行為や団体所属の職員等に限定する健康づくり活動を、応援団の活動とすることはできません。

- (1) 運動分野の健康づくり
- (2) 食生活分野の健康づくり

(3) 健康づくり全般を支援する活動

(4) 地域活動・趣味などを活用した健康づくり

- 2 団長は沖縄県知事とし、副団長は知事が指名します。
- 3 団員の他に、名誉団員を置くことができます。

(参加・登録手続)

第4条 応援団に参加を希望する団体について、全県にわたって活動を行なう団体は事務局へ、地域単位で活動する団体は所管の保健所へ別紙様式を提出し、活動方針の確認を経て参加・登録することができます。

- 2 次の要件に該当する場合は、登録を拒否することができます。

(1)虚偽の申請が判明したとき

(2)営利活動、宗教活動又は政治活動等を目的とすると認められるとき

(3)その他応援団としてふさわしくない行為があると認められるとき

(団員の責務)

第5条 団員は、第1条の目的を実現するため、別表3「チャーガンジューおきなわ協働宣言」を行い、自らの責任で、届け出た方針に基づき活動を行います。

- 2 団員は、応援団活動の実施にあたって、積極的に団員相互の連携・協力を行い、健康づくり活動を広げていきます。特にアクションプラン推進大会や健康づくりに関する各種月間・週間等の行事には、積極的に参加し、また、できるだけ同じ時期に健康づくり活動を行います。
- 3 団員は、1年に1回以上(毎年度末及び事務局から求められたとき)には、活動内容を報告します。また、毎年度末には次年度の実施計画を報告します。
- 4 応援団やアクションプランの名称、アクションプランのロゴマーク(別添2)、行動指針等(以下「名称等」という。)は、応援団活動を行う場合に限り使用できるものとし、販売する商品やサービスに応援団の名称等を直接使用することは認められません。
- 5 名称等の適正な使用は、各団員が責任をもって管理します。

(沖縄県の責務)

第6条 沖縄県(以下「県」という。)は、応援団の活動を効果的に県民へ周知します。県事業の実施にあたっては、応援団の活動と積極的に連携し、県民一体の健康づくり運動の展開を図ります。

- 2 県は、応援団の活動が円滑に行われるよう団員相互の調整や支援を行います。
- 3 県は、団員の活動情報を県民健康づくりの目的に活用することができます。

(脱退・休止)

第7条 応援団活動を継続できなくなった場合、所管の保健所又は事務局に申し出

ることにより脱退することができます。

- 2 応援団活動を一時的に実施できない場合は、所管の保健所又は事務局に申し出るにより1年間をめどとして、活動を休止することができます。

(登録の抹消)

第8条 事務局及び保健所は、応援団としてふさわしくないと認められる次の行為等があった場合、登録を抹消することができます。

- (1) 県民の健康を害するおそれのある活動
- (2) 県民の信頼を損なうような行為
- (3) 守秘義務に反すること
- (4) 県民の人権を侵害すること
- (5) 第4の2に該当する場合
- (6) 健康増進法、医療法、薬事法等の法令に違反する行為
- (7) 特別な理由がなく、応援団としての活動を1年以上行っていない場合
- (8) その他、応援団としてふさわしくない行為

(規約の改定)

第9条 本規約は、事務局により、必要に応じて改定する場合があります。規約を改定した場合は、事務局が団員に通知します。

(事務局)

第10条 応援団の事務局は、沖縄県福祉保健部健康増進課が行います。保健所は所轄地域応援団の窓口として事務局を補佐します。

附則

この規約は、平成20年3月12日から施行します。

附則

この規約は、平成21年4月1日から施行します。

附則


この規約は、平成23年8月2日から施行します。

附則


この規約は、平成24年1月20日から施行します。

(別添図1)

健康おきなわ21行動指針 チャーガンジューおきなわ9か条



チャーガンジューおきなわ 9か条



- ち** ちゃんと朝食 あぶら控えめ おいしいごはん
- や** 1日1回 体重測定
- が** 頑張りすぎず適度な運動 今より10分(1000歩)多く歩こう!
- ん** 十分な休養 ストレスと上手に付き合おう ひとりで悩まず相談を
- じ** うれしいね 禁煙・分煙で あなたも私も快適に!
- ゆ** おくちの健康 3点セット 歯ブラシ・フッ素・フロス
- う** 休肝日をつくろう お酒はほどほどに
未成年や妊婦は飲みません・飲ませません
- お** 仲間・家族で行こう! 健康診断・がん検診
- き** 大きな輪 みんなで支える「健康・長寿」
- な**
- わ**

(別添図2)

健康おきなわ21

ロゴマーク「けんぞう君」



(別添図3)

チャーガンジューおきなわ協働宣言

チャーガンジューおきなわ 協働宣言

私たちは、「健康おきなわ21」にのっとり、沖縄の先人たちが創り上げた「健康・長寿沖縄」を維持継承し、県民が生きがいに満ちた豊かな人生を送ることができるよう、「チャーガンジューおきなわ応援団」として県民の健康づくりを協働で応援することを誓います。